

大阪建築防災C 定期報告ニュース

vol.6

～ 報告書のよくある間違いについて ～

令和8年9月1日
大阪建築防災センター定期報告部

ニュースNo.6について

令和8年度も9月になり、これから資格者の皆様も調査・検査に忙しい時期かと思われます。防災センターでも提出数が増え、ご提出から受付日の設定までにお時間をいただくようになると思います。スムーズに受付を進めるために、今回は最初の形式チェックでよくみられる間違いや書類の添付漏れなどのうち、主なものをご紹介します。提出時には、今一度ご確認ください、間違いのない報告書を作成していただければと思います。

また、必携の発売や実務講習会の開催情報も掲載いたします。必携には大阪府内の記入要領も掲載しており、講習会でも記入要領のご説明をさせていただきますので、是非ご購入、ご受講をご検討ください。

1 共通事項

■ 報告書の様式は最新ですか？

令和7年7月の法改正に伴い、報告書の様式が改定されています。様式の日付はどれも「2025.7.1現在様式」ですので、最新の様式で作成ください。旧様式(混在含む)では、受付できず再提出となりますので、ご注意ください。

■ 調査・検査日から3か月が経過していませんか？

調査・検査日から3か月以内にご報告していただく必要があり、3か月を超えると受付できません。防災センターでは、支援サービスをご利用いただく場合、ご提出日(郵送の場合、到着日)から最初の形式チェック完了までに平常時で5営業日(繁忙期は除く)いただいておりますので、余裕をもってご提出ください。調査・検査日から3か月が経過する直前にご提出された場合、支援サービスをお断りする場合があります。

■ 前回の報告日から6か月が経過していますか？

報告の間隔はおおむね6か月空けていただく必要があります。前回の報告日から今回の報告が6か月経過しているかご確認の上、ご提出ください。6か月が経過するのを待っているうちに、前述の調査・検査日から3か月が経過してしまうことがありますので、あわせてご注意ください。

■ 第一面の報告者の欄は正しく記載されていますか？

第一面の右上(日付の下)の報告者欄は、所有者又は管理者に完全に整合している必要があります。ご提出前にはお間違いがないかご確認ください。

■ 別物件の報告書のエクセルファイルをコピーして使用していませんか？

報告書の第一面の所有者、管理者や調・検査者の欄が同じ内容の場合、最初に作成した報告書のエクセルファイルをコピーして、必要な項目のみ書き換えて作成している報告書が見受けられます。このような作成の方法だと、書き換え忘れ等があった場合、間違った内容になっていることがあります。防災センターでは確認はできません。

■ 前回の報告書のエクセルファイルをコピーして使用していませんか？

前回は調査(検査)をしていただいている場合、報告書の様式に変更がなければ、前回の報告書のエクセルファイルをコピーして作成されている方もおられるようです。今年度の内容に書き換ええないといけない部分を前回のままの内容で提出してしまう危険があり、間違った内容となっていることがあります。防災センターでは確認はできません。

例えば前回の報告書をコピーして使用し、今回の調(検)査日を書き換え忘れた場合、調(検)査日が前年度のものとなっているので、調(検)査から3か月以上経過していることになります。このようなミスで受付処理が止まってしまうので、報告書のエクセルファイルはコピーせず都度新しいもので作成いただければと思います。

2026年版 必携を発売します



- 書籍の種類:特定建築物調査者必携・建築設備検査者必携・防火設備検査者必携
- 発売時期:10月発売予定
- 内容:大阪府内の報告書様式に対応した記入要領、調査・検査項目の解説、関係法令等を掲載
- 販売場所:(一財)大阪建築防災センター定期報告部又はAmazonでご購入いただけます

↓詳細はHP又は
コチラから



2 特定建築物

■ 第二面2.二（建築面積）、2.ホ（延べ面積）は正しく記載されていますか？

第二面の2.二（建築面積）、2.ホ（延べ面積）は、報告対象建築物だけでなく敷地内にある全ての建築物の合計面積を記入いただく欄ですので、ご注意ください。

■ 第二面3.イ（階別用途別床面積）は正しく記載されていますか？

第二面3.イ（階別用途別床面積）の欄は、報告対象建物の各階の用途別床面積を記入いただく欄です。敷地内の別棟の用途や面積を書く欄ではありませんので、ご注意ください。よって、この欄の面積の合計と前述の2.ホ（延べ面積）は、一致するとは限りません(敷地内に別棟があれば、2.ホ（延べ面積）の方が大きくなります)。

報告対象用途の欄には報告対象の用途名(第一面4.二に記載した用途名)を用途ごとに記入し、面積の欄にはその用途に供する面積を記入し、報告対象用途以外の用途は、当該階の行のその他の用途の欄に用途名と面積を記入ください。

■ 第二面5.（新築、増築、改築等の経過）は正しく記載されていますか？

第二面5.（新築、増築、改築等の経過）の欄は、新築から現在に至るまでの敷地内の新築、増築、改築等の経過をすべて記入いただく欄です(経過が新築のみの場合は、空欄のままで結構です。)。上から古い順に記入していただき、日付は確認済証の交付日を記入ください（検査済証の交付日ではありませんのでご注意ください）。概要欄には、“新築”、“増築”等の建築行為を記入ください。また、6.イ～二の欄はこの欄の最も新しい確認申請の情報を記入ください。

■ 調査結果表-4（常閉防火扉等）は添付されていますか？

令和7年7月の法改正により、新しく調査結果表-4(常閉防火扉等)が追加されています。この様式は全ての報告書に添付が必要です。添付漏れがよく見られますので、ご提出前にご確認ください。

■ 配置図・各階平面図はすべて添付されていますか？

敷地と建物の関係が分かる配置図の添付が必要です。境界線(境界線名含む)や方位の記入漏れなどがよく見られますのでご注意ください。また、配置図は敷地全体が明示されている必要があり、敷地内に報告対象建築物以外の建物がある場合は、その建物も明示ください。各階平面図については、床面積が発生している階の全ての平面図が必要です。階数に算入されない塔屋階(PH階)や地階(ピット階)の添付漏れがよく見られますので、あわせてご確認ください

3 建築設備

■ 別表1～4は添付されていますか？また、別表4は最新の様式になっていますか？

報告すべき建築設備の種類に応じて別表1～4の添付が必要です。添付漏れがよく見られますので、ご提出前にご確認ください。また、令和7年7月の法改正により別表4の様式が新しくなっています。最新の様式で作成しているかも合わせてご確認ください。

4 防火設備

■ 各階平面図はすべて添付されていますか？

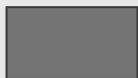
防火設備の報告書には各階平面図の添付が必要です。報告対象外用途の階であっても、防火設備の設置がない階であっても報告対象建物のすべての階の平面図の添付が必要ですので、ご提出前にご確認ください。

5 まとめ

■ 間違いのない報告書作成に向けて

今回、ご紹介させていただいたよくある間違いは、最初の形式チェックで指摘させていただく内容のごく一部です。このような間違いや添付漏れがあると、お電話にてご確認ください。不足の書類をご提出いただくまで受付が止まってしまうので、ご提出前にご確認ください。また、下記に記載する防災センター発行の必携や実務講習会もご活用いただき間違いのない報告書を作成していただければと思います。

実務講習会を開催します



- 開催日:令和8年10月6日(火)・7日(水) [お申込みは、9月15日まで(先着順)]
- 会場:大阪府建築健保会館(6階多目的ホール) 大阪市中央区和泉町2-1-11
- 講習内容:法体系・対象規模・記入要領・法改正の解説など
- 受講料:特定建築物・建築設備・防火設備 各8,000円(各課程2026年版 必携付き)

↓詳細はHP又は
コチラから



2022年版以降発売していなかった調査者必携・検査者必携をこのたび発売いたします。令和7年度の法改正を盛り込んだ内容になっていますので、是非ご購入いただき調査・検査にお役立てください。

コロナの影響もあり、令和元年以降開催していなかった対面の講習会を7年ぶりに開催いたします。昨年度の法改正による調査・検査項目の変更点を含めた記入要領、法改正の内容等を解説しますので、是非受講ください。